

羽村市一般廃棄物処理基本計画



平成 1 9 年 3 月

東京都 羽村市

はじめに

国では、平成12年度を「循環型社会元年」と位置づけ、日本の経済社会構造を21世紀にふさわしい、資源の消費が抑制され、環境への負荷の少ない循環型社会を形成することを目的とする、「循環型社会形成推進基本法」を平成12年6月に制定しました。

また、この法律と一体的に、「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（容器包装リサイクル法）」、「特定家庭用機器再商品化法（家電リサイクル法）」などの、廃棄物処理とリサイクルに関する法を整備しました。

羽村市でも、循環型社会の実現に向け、容器包装リサイクル法の施行にあわせ、平成12年10月1日に「洗えば資源、分ければ資源」をスローガンに、容器包装プラスチックと雑紙の分別収集を開始するとともに、平成14年10月1日に「ごみの減量とリサイクルの推進」を目的として、「ごみの戸別収集・一部有料化」を導入しました。

これにより、市民の皆さんのごみに対する意識が格段に向上し、ごみの一部有料化の導入前と比較しますと、燃やせるごみが12.7%の減、燃やせないごみが14.7%の減、資源ごみが5.5%の増、という結果につなげることができました。

さらに国は、容器包装リサイクル法施行10年を機に、平成18年に見直しを行い、「排出抑制」を新しい容器包装リサイクル法のキーワードとしました。

また、都でも平成18年9月に「東京都廃棄物処理計画」を策定し、廃プラスチックのマテリアルリサイクルを優先し、マテリアルリサイクルに適さない場合は、補完的手段としてサーマルリサイクルを進め、廃プラスチックの埋立ゼロを目指すなど、循環型社会の実現に向けた様々な計画を示しています。

しかし、こうした分別収集の徹底や環境に配慮したごみの処理は、経費の増加を招き、羽村市の平成17年度のごみ処理経費は約13億円となっていることから、市民、事業者、行政の連携により、3R（発生抑制：リデュース、再使用：リユース、再生利用：リサイクル）を効果的に推進し、ごみを減量していくことが大きな課題となっています。

この課題を解決していくため、ここに廃棄物処理法に基づく「羽村市一般廃棄物処理基本計画」を策定します。

平成19年3月

羽村市長 並木 心

も く じ

1	地 勢	1
2	沿 革	2
3	市勢の概要	3
4	基本計画の目的と意義	4
5	計画の期間	5
6	基本理念	6
7	羽村市の廃棄物行政の課題	
	(1) 3 Rの取り組み	7
	(2) 一般廃棄物の最終処分場の延命	7
	(3) 戸別収集・一部有料化後の課題	8
	(4) ごみの分別の課題	9
	(5) ごみ処理経費の増大	10
	(6) 市民・事業者・行政の連携	10
	(7) ごみの中間処理施設の適正管理	11
	(8) し尿処理の課題	11
8	基本目標	
	(1) 3 Rを推進し最終処分量を削減する	12
	(2) 3 Rを推進し総資源化率を引き上げる	13
	(3) 市民・事業者・行政の連携を深める	14
	(4) 汲取り式便所及び浄化槽の適正管理	14
9	実施計画	
	(1) ごみ減量とリサイクル意識の高揚	15
	(2) 戸別収集・一部有料化の徹底	15
	(3) ごみの分別の見直し	16
	(4) ごみ処理経費及びごみの減量・ごみの分別のP R	18
	(5) ごみ減量のための体制づくり	19
	(6) 生ごみの排出抑制	19
	(7) ごみ排出事業者への指導の強化	20
	(8) 廃棄物処理に対する支援	20

(9) リサイクル品取扱店舗との連携	21
(10) 枝葉の資源化の促進	21
(11) 拠点回収の充実	21
(12) 資源回収事業実施団体の拡大	22
(13) 国への要請	22
(14) 中間処理施設の整備	23
(15) 今後のし尿処理	24
(16) ごみの不法投棄の防止	24

資料編

10 廃棄物・リサイクル関係法体系

(1) 法律	27
(2) 条例	28
(3) 規則	28
(4) 要綱	28

11 羽村市のごみ処理の現状

(1) 平成17年度の状況	29
(2) 戸別収集・一部有料化前後のごみ量	33
(3) ごみ収集量の推計	34

12 その他の資料

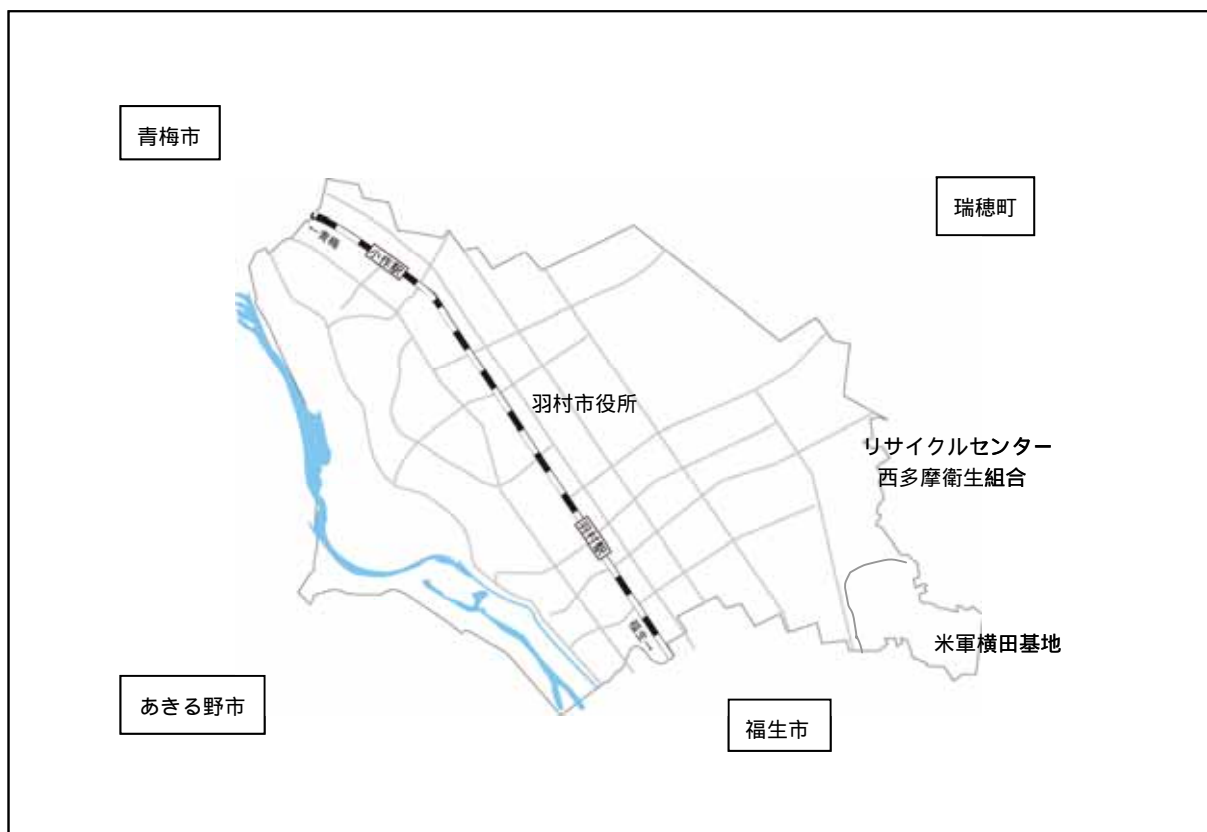
(1) 羽村市における年度別ごみ収集量	36
(2) ごみ処理経費とごみ処理原価	37
(3) 西多摩衛生組合の状況	38
(4) 東京たま広域資源循環組合の状況	39
(5) 羽村市清掃事業の歴史	42

1 地 勢

羽村市は、都心部から西に約4.5 km、武蔵野台地の一角、多摩川の河岸段丘上に位置しています。

東は瑞穂町、南は福生市・あきる野市、西は青梅市、そして北は青梅市・瑞穂町に接しており、その広さは東西に4.23 km、南北に3.27 km、行政面積は9.91 km²です。

また、行政面積の一部に米軍横田基地があります。



2 沿 革

現在の羽村市は、江戸時代まで武蔵野の典型的な農村でしたが、承応2年（1653年）、4代将軍家綱の時代に玉川兄弟により、玉川上水が開削されてから、活況を呈するようになりました。

江戸幕府の取水所（羽村堰）が設けられ、多摩川の水が江戸の四ツ谷大木戸（現在の新宿区西新宿）まで送られるようになってからは、江戸との交流が頻繁となり、玉川上水の改修工事等で貨幣の流通も盛んになりました。

その後、明治22年に市制町村制が施行され、当時の羽村、五ノ神村、川崎村が合併し、現在の羽村市の前身である「西多摩村」（人口3,132人、戸数501戸）が誕生しました。

西多摩村は、明治、大正、昭和と純農村でしたが、先覚者の努力により、徐々に近代化していきました。

特に、明治末期から昭和初期には養蚕業が著しく発展し、その名を全国に高めました。その後は不況、戦時体制への突入により、人々の生活は圧迫されていきました。

戦後は、他の地域と同様に復興が始まり、進取の気性に富んだ往時の人々により、首都圏近郊農業への模索が行われる中で、都市化の傾向が徐々に現れ、人口も増加していきました。

そして、昭和31年10月1日に町制（人口10,104人、1,887世帯）を施行し、羽村町となりました。

その後、昭和37年に、首都圏整備法による市街地開発区域に指定され、土地区画整理事業を進めるとともに、工場誘致を行い、産業形態は一変しました。

工場の進出に伴い、市街地が整備され、人口も急増し、現在のように工業都市と住宅都市が調和した、職住近接の近代都市として進展してきました。

こうした中、平成3年11月1日に市制を施行し、「羽村市」（当時：人口53,381人、19,386世帯）が誕生しました。



3 市勢の概要

行政面積 9.91 km²

人口・世帯(平成18年4月1日現在)

人口 57,133人

世帯 23,878世帯

人口密度 5,765人/km²



羽村市の羽の字をもとに、羽村の堰から噴出する水を円形に、二本の虹で未来に躍進する産業と文化を表し、丸型は市民の融和と団結を象徴しています。

(昭和31年10月1日制定)

4 基本計画の目的と意義

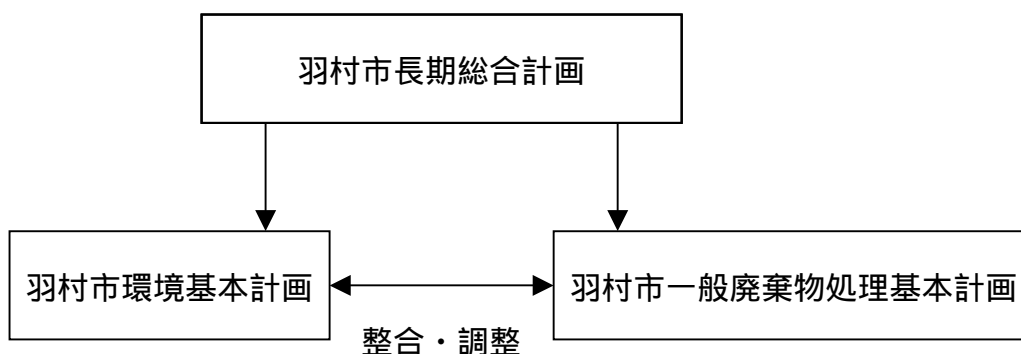
羽村市一般廃棄物処理基本計画は、市の廃棄物行政の基本的な方向を示すものです。

羽村市一般廃棄物処理基本計画は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第6条(*1)及び、羽村市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例第30条(*2)の規定に基づき策定する、一般廃棄物処理計画のうちごみ処理についての基本的事項を定めるものです。

羽村市一般廃棄物処理基本計画は、第四次羽村市長期総合計画後期基本計画（平成19年2月策定）を踏まえて、羽村市環境基本計画（平成19年3月策定）と整合・調整を図り策定する個別計画です。

羽村市一般廃棄物処理基本計画は、廃棄物等の発生抑制、リサイクル及び適正処理を推進する、実践のための指針となるものです。

【計画の体系】



*1 【廃棄物の処理及び清掃に関する法律第6条】

市町村は、当該市町村の区域内の一般廃棄物の処理に関する計画(以下「一般廃棄物処理計画」という。)を定めなければならない。

*2 【羽村市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例第30条】

市長は、法第6条の規定に基づき一般廃棄物処理計画を定め、これを告示するものとする。

5 計画の期間

基本計画 平成19年度から平成23年度まで（5年間）

一般廃棄物処理基本計画の対象期間は、平成19年度から平成23年度までの5年間とします。

社会経済情勢の変化、目標達成度、羽村市長期総合計画及び環境基本計画との整合性の確保の観点から、必要の都度見直しを行います。

一般廃棄物処理基本計画策定後の進行管理を実施するため、事業の実施状況と目標の達成状況を点検・管理していきます。

6 基本理念

循環型社会の実現

羽村市は、羽村堰や玉川上水をはじめとする、歴史的、文化的遺産を先人から受け継ぎ、多摩川や武蔵野の面影を残す雑木林などの水と緑に恵まれた環境の中で、美しいまちとして発展してきました。

一方、社会全体を見ると、大量生産、大量消費の社会システムは、大量廃棄による最終処分場のひっ迫を招くなど、地球環境に影響を及ぼすこととなりました。

人類が生命を存続させていくためには、このことを十分に認識し、良好な環境を将来の世代に引き継いでいかなければなりません。

そのためには、「ごみの減量」「リサイクルの推進」「市民・事業者(*1)・行政の連携」「地球環境の保全」を基本項目とし、人と自然の共生を目指し、安定した持続可能な循環型社会(*2)を実現していきます。

*1【事業者】

製造事業者と販売事業者

*2【循環型社会】

「大量生産・大量消費・大量廃棄」型の経済社会から脱却し、生産から流通、消費、廃棄に至るまで、物質の効率的な利用やリサイクルを進めることにより、資源の消費が抑制され、環境への負荷が少ない社会。

7 羽村市の廃棄物行政の課題

(1) 3R（サンアール）の取り組み

容器包装リサイクル法が改正され、3R（発生抑制：リデュース、再使用：リユース、再生利用：リサイクル）の中でも「排出抑制」が新しいキーワードとなり、リサイクルする前に、まずごみになるものを減らすということが最優先されると位置付けられました。

そこで、本計画を策定するにあたっては、生ごみの排出抑制、事業所へのごみ排出抑制の指導、廃棄物処理に対する支援の見直しによる排出抑制等の施策を主とし、生ごみの資源化の推進、剪定枝の資源化の推進、資源回収実施団体の拡大によるリサイクルの推進、拠点回収の充実によるリサイクルの推進、リサイクル品取扱店舗との連携によるリユースの推進等、3Rを推進していくための数々の施策を講じる必要があります。

また、これらの施策を講じるにあたり、市が行うことには限度があることから、3Rの推進につながるようなシステムを国に対し要請していくとともに、市内の事業者に対して協力を求める必要があります。

(2) 一般廃棄物の最終処分場の延命

羽村市を含む、多摩地域25市1町から発生する燃やせるごみの焼却灰（焼却残さ）と、燃やせないごみなどの焼却不適ごみ（不燃物）は、東京たま広域資源循環組合が運営する、日の出町二ツ塚廃棄物広域処分場（二ツ塚処分場）に埋め立てています。

東京たま広域資源循環組合では、この処分場の計画的・安定的利用を図るため、平成10年2月に「三多摩地域第2次廃棄物減容（量）化基本計画」を策定し、最低でも平成24年度まで使用することを定めていましたが、埋立可能容量を上回ると見込まれており、組織団体による減容（量）が求められていました。

その後、組織団体による減容（量）が進められましたが、平成17年3月までに埋立区域全体の約39%が埋め立てられており、多摩地域に、新たな最終処分場を建設する用地を確保することは極めて困難な状況であり、可能な限り二ツ塚処分場の使用年数を延伸するという観点から、平成17年7月に「三多摩地域第3次廃棄物減容（量）化基本計画」が策定され、より厳しい搬入削減が求められていることから、今後もごみの減量とリサイクルの推進に、積極的に取り組む必要があります。

「三多摩地域第2次廃棄物減容(量)化基本計画」における
羽村市の搬入配分量(*1)と搬入実績量

年 度	搬入配分量	搬入実績量	貢 献 量
平成10年度	3,018 m ³	2,634 m ³	384 m ³
平成11年度	2,822 m ³	2,321 m ³	501 m ³
平成12年度	2,760 m ³	3,372 m ³	612 m ³
平成13年度	2,645 m ³	3,534 m ³	889 m ³
平成14年度	2,554 m ³	2,527 m ³	27 m ³
平成15年度	2,533 m ³	2,043 m ³	490 m ³
平成16年度	2,471 m ³	1,558 m ³	913 m ³
平成17年度	2,419 m ³	1,582 m ³	837 m ³
合 計	21,222 m ³	19,571 m ³	1,651 m ³

*1【搬入配分量】

東京たま広域資源循環組合の構成市町が、1年間に搬入を許可されている焼却灰及び不燃物の量

(3) 戸別収集・一部有料化後の課題

羽村市が、平成14年10月に、ごみの戸別収集・一部有料化を導入した後、多摩地区において有料化を実施している自治体数は、当時の7市から16市町へと増加しています。

これは、ごみの有料化が、ごみの減量に効果があると認められている結果であり、平成18年9月に策定された東京都廃棄物処理計画においても、家庭ごみの有料化の促進については、主要施策として掲げられていることから、今後もさらに導入する自治体が増えていくことが予想されます。

この、ごみの一部有料化は、ごみの発生抑制、ごみ減量への意識の高揚、リサイクルの推進、費用負担の公平性、ごみ処理経費への充当が導入目的であり、平成15年度、平成16年度と順調にごみが減量し、平成17年度に若干の増加傾向が見られたものの、平成18年度は再度減少しています。

しかし、有料化に対する「慣れ」や、分別に対する認識不足により、今後、一般家庭から排出されるごみの量が増加する可能性があることから、有料化後の効果や改善点を検証するとともに、ごみ処理手数料の収入と用途に対する今後の見通しについて分析し、新たな施策を展開していくことも必要です。

一方、戸別収集については、排出者責任の明確化、集積所の撤去による悪

臭や害虫の発生防止、不法投棄・ポイ捨て問題の解消、道路通行上の安全の確保、市民の利便性の向上を目的としたもので、戸建住宅についてはその効果が現れていますが、集合住宅においては現在もステーション収集であることから、一部の集合住宅において、マナーの守られていない排出が見受けられています。

これは、集合住宅の居住者は、戸建住宅の居住者と比較し、居住期間が短い場合が多いためにごみに対する意識が低いこと、外国籍市民に分別や排出の方法が理解されていないこと、自治体により排出方法が異なり、転入者に分別や排出の方法がすぐに理解されないことなどによるものであると推測されます。

このような状況を改善するためには、集合住宅に対して排出方法の周知徹底をするとともに、広報活動の改善及び新たな収集方法等についての検討も必要です。

【家庭から排出された主なごみの収集量】

	平成 13 年度	平成 14 年度	平成 15 年度	平成 16 年度	平成 17 年度
燃やせるごみ	10,297 t	9,618 t	8,985 t	8,957 t	9,238 t
燃やせないごみ	1,594 t	1,495 t	1,360 t	1,295 t	1,304 t
資源ごみ	4,970 t	5,288 t	5,242 t	5,314 t	5,215 t
有害ごみ	28 t	30 t	30 t	27 t	30 t
上記合計	16,889 t	16,431 t	15,617 t	15,593 t	15,787 t

(4) ごみの分別の課題

市では、容器包装リサイクル法の施行にともない、平成12年10月から15種類の分別、7区分の収集に改正するとともに、平成16年10月から、汚れて資源化できない容器包装プラスチックについては、燃やせないごみとして埋立処分せず、燃やせるごみとしてサーマルリサイクル(*1)し、ごみの資源化を推進してきました。

また、リサイクルセンターにおいて、燃やせないごみとして排出された袋の中から、硬質プラスチック製品(*2)を抜き取り、マテリアルリサイクル(*3)を行っていますが、人手により抜き取りを行っていることから、抜き取り量に限りがあり、多くの貴重な資源が依然として埋立処分されています。

このことを是正するためには、全てのプラスチックごみの分別を見直し、プラスチックごみの埋立は行わない施策を講じる必要があります。

なお、今後さらに持続可能な循環型社会を構築していくためには、羽村市だけでなく、西多摩衛生組合構成市町である青梅市、福生市、瑞穂町で、ごみ処理システムを統一する必要があります。

*1【サーマルリサイクル】

廃棄物から熱回収を行い、その熱エネルギーを利用するリサイクル

*2【硬質プラスチック製品】

厚さがキャッシュカード程度以上の硬質系のプラスチックでできた製品（ビニール袋などの薄いプラスチックでできたものは軟質プラスチック製品）

*3【マテリアルリサイクル】

廃棄物を材料として再生利用するリサイクル

(5) ごみ処理経費の増大

ごみの戸別収集・一部有料化以降、ごみの排出量は減少し、平成17年度のごみの総排出量は20,000トン、市民一人当たりの年間排出量は286kgで、有料化導入前の平成13年度と比較して、年間排出量で887トン、市民一人当たりの年間排出量で21kgの減量となっています。

一方、ごみ処理経費については、一部有料化によるごみ処理手数料の増加や、戸別収集による収集運搬経費の増加などにより、ごみの戸別収集・一部有料化前の平成13年度と比較すると、歳入・歳出ともに約1億円増加し、平成17年度のごみ処理経費は約13億円となっています。

これは市税収入の1割以上にあたっており、この多額な処理経費について、市民に認識してもらうことが大切であることから、経費の内訳、市の財源全体の中で占める割合、他市町村との比較等を市民に周知徹底する必要があります。

また、ごみの増加は、西多摩衛生組合や東京たま広域資源循環組合の分担金にも大きく影響していることについても、市民に対して周知していく必要があります。

(6) 市民・事業者・行政の連携

市民・事業者・行政の連携については、平成14年3月策定した「羽村市一般廃棄物処理基本計画」の中でも課題として掲げ、三者が連携していくシステムを構築していくこととしています。具体的な施策がとられていない状況にあります。

この課題については、平成18年度に見直された容器包装リサイクル法の中でも改正のポイントのひとつとしていることから、市民・事業者・行政の役割を明確にし、三者が共通認識のもとに連携していく施策を講じる必要があります。

(7) ごみの中間処理施設の適正管理

羽村市リサイクルセンターは、資源ごみのリサイクルを推進していく上で、重要な役割を担っていることから、建物や設備機械などの適正な維持管理をしていく必要があります。

しかし、本施設は、設置後10年以上の経過により、建物や設備機械などの老朽化が進んでいることや、適正な維持管理を行うためには、多額の経費を要することから、一時的に大きな財政負担とならないよう、施設・設備の長期的な改修計画を、具体的に立案していく必要があります。

(8) し尿処理の課題

本市では、公共下水道の整備により、便所の水洗化や、衛生的な生活排水の処理が進み、し尿汲取りや浄化槽汚泥の処理を行っている世帯は、全世帯の約1%にあたる約230世帯となっており、平成20年度に予定されている、清流地区の公共下水道供用開始により、し尿汲取り世帯がさらに減少することが考えられます。

しかし、景気の回復に伴い、建築現場などの仮設便所の汲取り依頼件数に増加傾向が見られていることや、災害時は仮設便所等のし尿を処理する施設が重要な役割を担っていることから、羽村市クリーンセンター（し尿処理施設）を廃止することはできません。

したがって、今後は、多額の経費を費やさずに、適正な施設の維持管理を行っていく必要があることから、本施設の今後の運営について、十分な検討をする必要があります。

一方、市民個人で所有する浄化槽につきましては、浄化槽が正常に機能しているかを総合的に判断するため、浄化槽法により年1回の定期検査が義務付けられていることから、定期検査を受けるよう周知する必要があります。

また、現在、し尿汲取り手数料の納入方法については、金融機関の窓口での納入に限定されており、口座振替の制度等が構築されていないことから、市民の利便性を考慮した納入方法について検討する必要があります。

8 基本目標

(1) 3Rを推進し最終処分量を削減する

家庭から排出される、平成23年度までの「燃やせるごみ」「燃やせないごみ」「資源ごみ」「有害ごみ」の各ごみ量を、平成15年度のごみ量以下に抑制します。

東京たま広域資源循環組合では、処分場の延命を図るため、「三多摩地域第3次廃棄物減容(量)化計画」を策定し、厳しい搬入制限を行っています。

市としては、この搬入配分量を超過しないために、「燃やせるごみ」「燃やせないごみ」「資源ごみ」「有害ごみ」の各ごみ量を、ごみの一部有料化導入直後である、平成15年度のごみ量以下に抑制します。

【ごみ量の目標値】

燃やせるごみ	8,985 t
燃やせないごみ	1,360 t
資源ごみ	5,242 t
有害ごみ	30 t
合計	15,617 t

平成23年度までのごみ処理経費を平成15年度ごみ処理経費以下に抑制します。

ごみ処理経費については、一部有料化によるごみ処理手数料の増加や、戸別収集による収集運搬経費の増加、ごみの一部有料化による市指定収集袋の製造費などにより、ごみの戸別収集・一部有料化前の平成13年度と比較すると、歳入・歳出ともに約1億円増加し、平成17年度のごみ処理経費は、約13億円となっています。

今後は、これ以上ごみ処理経費を増大させないために、ごみの戸別収集・一部有料化導入直後である、平成15年度のごみ処理経費(*1)及びごみ処理原価(*2)以下に抑制します。

【ごみ処理経費等の目標値】

ごみ処理経費	1,338,102千円
ごみ処理原価	1,158,532千円
1t当りのごみ処理原価	53,855円
1人当りのごみ処理原価	20,269円
1世帯当りのごみ処理原価	49,381円

*1【ごみ処理経費】職員人件費を除くごみ処理に要する経費

*2【ごみ処理原価】職員人件費を含み、手数料歳入を控除したごみ処理に要する原価

(2) 3Rを推進し総資源化率を引き上げる

平成23年度までにごみの総資源化率を35%以上に引き上げます。

市では、これまで平成3年10月からの、びん、缶、古着及び古繊維の分別収集、平成8年4月からのペットボトル及び白色トレイの分別収集、平成12年10月からの容器包装プラスチック、雑紙の分別収集を実施するとともに、平成14年10月からは資源ごみ以外のごみ（有害ごみを除く）を有料化し、総資源化率(*1)の向上に努めてきています。

平成17年度の総資源化率は31.8%であり、総資源化率については、多摩地区の平均である29.4%及び、全国平均である17.6%に比べ高い水準にあります。平成16年度と比較すると、資源ごみとしてリサイクルされる割合が減少していることから、平成23年度までにごみの総資源化率を35%以上に引き上げます。

【総資源化率の実績値】

区 分	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度
総資源化率	29.0%	31.1%	31.3%	32.4%	31.8%
多摩地区平均	25.4%	25.9%	26.2%	27.7%	29.4%
多摩地区順位 (30市町村中)	8位	4位	6位	5位	8位

【総資源化率の目標値】

区 分	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
総資源化率	33.0%	34.0%	34.0%	35.0%	35.0%

*1【総資源化率】

資源回収で収集した資源ごみを含む、総ごみ量中の資源ごみの割合

(3) 市民・事業者・行政の連携を深める

市民・事業者・行政の連携については、平成18年度に見直された容器包装リサイクル法の中でも、改正のポイントのひとつとして挙げられています。

そこで、事業者は、自己処理責任（減量・再利用）や環境に配慮した経営の推進、市民は、ごみに対する意識を変え自主的なリサイクル活動の拡充、行政は、それらの活動の支援や促進をしていくための基盤整備をしていく中で、三者が共通認識のもとに連携していく具体的な施策を講じる必要があります。

このことから、検討会議を設置し役割分担を明確化することにより、互いに連携するシステムを構築し、3Rの推進につなげます。

(4) 汲取り式便所及び浄化槽の適正管理

浄化槽法では、浄化槽の管理者（使用者）には、生活環境や公衆衛生に影響を及ぼすことのないように適正な管理を義務付けるとともに、浄化槽が正常に機能しているかを総合的に判断するため、年1回の定期検査を義務付けています。

しかし、定期検査が受けられていない実例もあることから、自然環境を保持していくために、市民が年1回の定期検査を受け、浄化槽が適正に管理されるよう、助成制度の見直しを検討するとともに、し尿汲取手数料の納入について、市民の利便性を考慮した方法を構築します。

9 実施計画

(1) ごみ減量とリサイクル意識の高揚

ライフスタイルを見直す

ごみ減量とリサイクル意識の高揚については、市民一人ひとりができることや行うべきことから考えていく必要があることから、市民は、便利さを追求するライフスタイルを見直し、ごみになるものや、ごみになるものを多く含む商品は購入しないよう推進します。

また、マイバッグ運動(*1)を展開し、不要なレジ袋はもらわないなど、無理なく自分に可能な限りのエコライフを心がけ継続していくよう啓発していきます。

環境教育の充実

ごみ減量とリサイクル意識の高揚は、年少期からの教育が重要であることから、出前講座等を活用し、児童・生徒への環境教育を充実します。

講習会等の開催

ごみ減量作戦の公募や、有識者などによる講習会の開催などについても検討します。

*1【マイバッグ運動】

自分の買い物袋を持って買物をし、不要なレジ袋をもらわないようにする運動

(2) 戸別収集・一部有料化の徹底

平成14年10月に導入した、戸別収集・一部有料化については、排出者責任の明確化や市民の利便性の向上、ごみの発生抑制や減量意識の高揚が図られ、一定の成果が確認されています。

しかし、集合住宅については、現在もステーション収集（集積所）を継続していることから、一部の集積所においては、マナーの守られていないものがあり、導入目的（効果）が達成されていないところがあることから、今後も、戸別収集・一部有料化について徹底を図っていきます。

マナーの守れない市民の意識改革

リサイクルセンターにおける分別作業のPR、分別指導員制度の復活、ゼッケン制（部屋番号の表記）の導入等について検討します。

集合住宅への排出指導

集合住宅の管理者や家主への巡回の要請など、管理者責任について指導していきます。

(3) ごみの分別の見直し

市では、平成12年10月から15種類の分別、7区分の収集により、ごみの資源化を推進してきました。

しかし、排出されるごみの中でも大きな割合を占めている、プラスチック製品の多くを埋立処分しており、貴重な資源を失っていることから、徹底したプラスチックごみの資源化が必要です。

さらに、金属製品についても、分別収集を実施している自治体が多くなっており、本市においても、金属製品を市民分別することにより、金属の資源化を推進する必要があります。

また、羽村市、青梅市、福生市、瑞穂町の地域内から発生する「燃やせるごみ」は、3市1町で構成する西多摩衛生組合において焼却処理しているにもかかわらず、構成市ごとに分別に違いがあることから、西多摩衛生組合構成市町の住民の皆さんから、分別の統一ができないかとの要望があり、燃やせるごみの分別の統一を図ることが決定されています。

このような状況を踏まえ、分別の種類に「硬質プラスチック」と「金属」を加え、15種類から17種類に見直し、埋立てごみの削減と、資源化を推進します。

軟質プラスチック製品及び磁気媒体等の資源化

ビニール袋や浮き輪などの軟質プラスチック製品及び、ビデオテープやCDの本体などの磁気媒体等については、「燃やせるごみ」として収集し、西多摩衛生組合で焼却（サーマルリサイクル）した後に、焼却灰はエコセメント化によりマテリアルリサイクルします。

硬質プラスチック製品の分別収集による資源化の推進

ポリバケツやプラスチックコップなどの硬質プラスチック製品は、新たに「硬質プラスチック」として分別収集し、プラスチックごみの資源化を推進します。

金属製品の分別収集による資源化の推進

スプーンやスパナなどの金属製品は、新たに「金属」として分別収集し、金属ごみの資源化を推進します。

プラスチックとの複合製品及び小型家電の資源化の推進

現在、「燃やせないごみ」として排出されているものの中から、硬質プラスチック製品と金属製品を市民分別することにより、燃やせないごみとして排出されるものが、ガラス類、陶磁器類、プラスチックとの複合製品及び小型家電となります。

そこで、燃やせないごみの中から手選別により小型家電類を抜き取り、リサイクル業者に有価物として引渡すとともに、プラスチックとの複合製品についても、できるかぎり分解してマテリアルリサイクルし、残渣はサーマルリサイクルすることにより、不燃物の埋立量を削減します。

分別の種類と区分

分別種類		リサイクル区分	収集区分			
1	新聞・折込チラシ	マテリアルリサイクル	1	資源ごみA (週1回収集) (無料)		
2	雑紙(ぞつがみ)					
3	雑誌(ぞっし)					
4	ダンボール					
5	古着・古繊維	リユースまたは マテリアルリサイクル				
6	空き缶	マテリアルリサイクル	2	資源ごみB (週1回収集) (無料)		
7	空きびん					
8	容器包装プラスチック					
9	硬質プラスチック				3	硬質プラスチック (月2回収集) (無料)
10	金属				4	金属 (月1回収集) (無料)
11	ペットボトル				5	拠点回収ごみ (随時排出) (無料)
					6	ペットボトル (月2回収集) (無料)
12	白色トレイ				5	拠点回収ごみ (随時排出) (無料)
13	紙パック					
14	燃やせるごみ				サーマルリサイクル (焼却灰はマテリアルリサイクル)	7
15	燃やせないごみ	埋立て 〔一部はマテリアルリサイクル、 サーマルリサイクル、リユース〕	8	燃やせないごみ (月1回収集) (有料)		
16	有害ごみ	埋立て (一部はマテリアルリサイクル)	9	有害ごみ (月1回収集) (無料)		
17	粗大ごみ	埋立てまたはリユース 〔一部はマテリアルリサイクル、 サーマルリサイクル〕	10	粗大ごみ (随時排出) (有料)		

(4) ごみ処理経費及びごみの減量・ごみの分別のPR

ごみ処理経費及びごみの減量、ごみの分別については、市民に対するPRが重要であることから、市民への周知徹底を図ります。

「広報はむら」等の活用

「広報はむら」でのコーナー化、「市の掲示版」や「回覧版」の活用、「まちづくり出前講座」(*1)や「減量作戦」の展開、ごみやリサイクルに関する標語を募集し、市内いっせい美化運動に使用するごみ袋でのPR等、市民への周知を強化し、ごみの減量、再生品利用の促進等について、継続的な啓発活動を実施していきます。

廃棄物減量等推進審議会、廃棄物減量等推進員の活用及び、町内会・自治会への協力依頼

廃棄物減量等推進審議会(*2)、廃棄物減量等推進員(*3)の活用を図るとともに、町内会・自治会に対して協力を依頼し、地域における市民相互による広報活動を展開します。

フォーラムなどの開催

市民のごみに対する取り組みの紹介や、実践の知恵や情報の交換が行える場として、フォーラムなどの開催を検討します。

*1【まちづくり出前講座】

市民の皆さんが主催する学習会などに、市の職員が講師として出向き、市政（各担当の事務および事業など）について説明する講座で、メニューは行財政運営をはじめ、福祉、健康、環境、都市建設、教育、スポーツ、歴史、議会、選挙、監査など全部で50項目ある

*2【廃棄物減量等推進審議会】

廃棄物の適正な処理の基本的事項を審議する市長の付属機関で、市長の諮問に応じ審議し答申する

*3【廃棄物減量等推進員】

一般廃棄物の減量及び適正な処理のため、市長の施策への協力その他の活動を行う者で、各町内会・自治会へ1人ずつ委嘱している

(5) ごみ減量のための体制づくり

市民・事業者・行政が連携した検討委員会の設置

市民、事業者及び行政の3者が共通の認識を持って、それぞれの役割に自主的に取り組むために、役割分担を明確化するとともに、相互に連携していくための検討委員会を設置し、3Rの推進につなげます。

廃棄物管理責任者会議の設置

市では、「羽村市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例」に基づき、事業用大規模建築物(*1)の所有者に対し、廃棄物管理責任者(*2)の選任を義務付けるとともに、減量及び再利用計画について、毎年計画書の提出を求めていることから、市と事業者との連携を図るための場や、事業者同士の情報交換の場となるよう、廃棄物管理責任者会議の設置を検討します。

*1【事業用大規模建築物】

事業用大規模建築物で、事業用途に供する延床面積が3,000㎡以上の建物

*2【廃棄物管理責任者】

事業用大規模建築物から発生する廃棄物の、減量、再資源化、適正処理に関しての業務を担当する者

(6) 生ごみの排出抑制

生ごみの水切りの徹底等

家庭から排出される燃やせるごみのうち、約2割が生ごみであり、その生ごみの約8割は水分であることに注目し、各家庭において生ごみの水切りの徹底を呼びかけるとともに、食べ物について、「必要以上に買わない」、「必要以上に作らない」、「食べ残しを出さない」などの、「もったいない」という意識を啓発する活動を実施し、排出抑制につなげていきます。

家庭における生ごみの資源化

生ごみの排出を抑制していく場合、生ごみの資源化が一つの案として考えられますが、生ごみのうち、調理残渣については堆肥化が可能ですが、食べ残しについては塩分などを含み、良質の堆肥化は難しいといわれています。

現在、市の施策として、生ごみの堆肥化は実施していませんが、市民が個人及び団体で堆肥化を行う取り組みについては、生ごみの排出抑制に有効な手段であることから、今後も、個人及び団体における取り組みを推進していきます。

(7) ごみ排出事業者への指導の強化

事業所への排出指導の徹底

家庭から排出されるごみへの対策だけでなく、事業者から排出されるごみへの対策についても重要であることから、現在、市で行っている事業用大規模建築物における減量及び再利用計画の提出を徹底するとともに、事業所への現地指導を中規模な事業所まで拡大していくことを検討します。

西多摩衛生組合における抜き打ち検査の強化

他市の事業者からのごみの持ち込みを排除するとともに、搬入不適物の持ち込みを防ぐため、市職員により、西多摩衛生組合において抜き打ち検査を実施していますが、今後は、現場での搬入物の検査を強化し、違反した事業者に対して厳しく指導していきます。

(8) 廃棄物処理に対する支援

現在、市では生活保護費受給世帯などに対し、経済的負担の軽減と自立の促進を図ることを目的とし、廃棄物処理手数料の免除を行っています。

しかし、粗大ごみの処理手数料の免除については、燃やせるごみや燃やせないごみの廃棄物処理手数料と異なり、免除額に制限がないため、ごみの増量につながってしまっていることから、今後は減免額の上限を設定していくことなどについて検討していきます。

【廃棄物処理手数料免除額】

区 分	燃やせるごみ用 指定収集袋	燃やせないごみ用 指定収集袋
(1) 生活保護費受給世帯	110枚	60枚
(2) 児童扶養手当受給世帯	110枚	60枚
(3) 特別児童扶養手当受給世帯	110枚	60枚
(4) 身体障害者手帳を所持する者 (1級又は2級の者に限る。)を 含む市民税非課税世帯	110枚	60枚
(5) 愛の手帳(療育手帳)を所持する者 (1度又は2度の者に限る。)を含む市民税非課税世帯	110枚	60枚
(6) 精神障害者保健福祉手帳を所持する者 (1級の者に限る。)を含む市民税非課税世帯	110枚	60枚
(7) 遺族基礎年金受給者	110枚	60枚
(8) 老齢福祉年金受給者	110枚	60枚

1 各指定収集袋の枚数は、1年当たりの枚数とする。
2 指定収集袋の大きさは、(1)から(6)までにあつては、4人世帯までは中袋、5人世帯以上は大袋とし、(7)及び(8)にあつては小袋とする。

(9) リサイクル品取扱店舗との連携

容器包装リサイクル法の見直しにおいても、リサイクル品の使用は、3Rを推進するにあたり、重要な役割を担っていることから、リサイクル商品を取り扱う小売店に対して、一定の基準を設け、市指定のリサイクル推進協力店として認定する制度を検討し、行政と事業者の連携及びリサイクルの推進を図ります。

(10) 枝葉の資源化の促進

現在、有料で持ち込まれた長さ50cm以上の剪定枝は、リサイクルセンターでチップ化して資源化していますが、長さ50cm未満の剪定枝は、燃やせるごみと一緒に収集していることから、直接、西多摩衛生組合へ搬入し焼却してしまうため、市民から排出される剪定枝のほとんどが資源化されていないのが現状です。

しかし、剪定枝だけを家庭から収集することの非効率性や、燃やせるごみの中から剪定枝だけを分別して、資源化していくことは難しいことから、今後は、剪定枝の有料戸別収集(*1)について、市民に理解を求めるとともに周知し剪定枝の資源化を推進していきます。

*1【剪定枝の有料戸別収集】

おおむね1mの長さの剪定枝を、直径30cm以内に束ね、200円の廃棄物処理券を貼付し、粗大ごみとして排出する方法

(11) 拠点回収の充実

拠点回収については、拡大生産者責任履行の観点から、平成3年12月から紙パックの回収、平成14年10月からはペットボトルと白色トレイの回収を実施しています。

さらに、ペットボトルについては、高齢者や体の不自由な方々から、市内に設置されている拠点回収ボックスまで持ち込まなければならないため、ペットボトルの戸別収集の要望が多かったことや、ペットボトルの回収率の向上を目的とし、平成18年度より戸別収集との併用を始めました。

しかし、今後も拡大生産者責任(*1)を求めることを目的として、引き続き拠点回収ボックスを増設していきますが、経済の動向により設置協力店が閉店し、拠点回収ボックスの数が減少していることから、目標の100カ所を目指していくだけでなく、事業者自らが店頭回収ボックスを設置するように要請します。

【拠点回収ボックス設置協力店数】(平成18年3月末現在)

内 容		設 置 数
拠 点 総 数		87カ所
内 訳	ペットボトル	83カ所
	白色トレイ	71カ所
	紙パック	27カ所

*1【拡大生産者責任】

生産者は、生産した製品が使用され廃棄された後においても、その製品の適正なリサイクル及び処分に一定の責任を負う考え方

(12) 資源回収事業実施団体の拡大

町内会・自治会、各種団体が行っている資源回収は、地域のコミュニティの醸成を図るとともに、ごみ分別やリサイクルへの関心の高揚に寄与しています。

平成17年度においては、42団体(24町内会・自治会、その他18団体)、平成18年度においては、41団体(24町内会・自治会、その他17団体)が登録されており、その回収量は、市全体の資源化量の約19%を占めており、ごみの総資源化率を引き上げるための重要な役割を担っています。

また、集団回収は、行政が分別排出をお願いするのとは異なり、市民同士が分別を呼びかけるため、分別に対する意識の高揚に大きな効果があることから、今後も町内会・自治会及び各種団体に対して、積極的に呼びかけを行い、実施団体の拡大に努めるとともに、助成制度を継続していきます。

(13) 国への要請

循環型社会を実現させるためには、市が実施している施策を、事業者及び市民に対して徹底していただくだけでは限度があることから、循環型社会の構築に向けた具体的なシステムの確立を、国に対し要請していきます。

国に望むこと

環境に負荷の少ない事業者が評価されるシステムの導入など、環境に関する制度を見直すよう、国に対し要請を行っていきます。

事業者に見込むこと

事業者には、「ごみになるものを作らない」研究を義務付けることや、市民が手間をかけずに分別できる商品の開発、過剰包装の自粛、拡大生産者責任の実施等について、国が事業者へ義務付けるよう要請を行っていきます。

国民（市民）に望むこと

国民に対しては、分別排出の徹底、不要なレジ袋の受け取り拒否の義務付け等について、国が国民へ義務付けるよう要請を行っていきます。

(14) 中間処理施設の整備

容器包装リサイクル法の改正にともない、今後も資源化される容器包装プラスチック、ペットボトル、びん、缶等の資源ごみの量の増加が見込まれています。

そこで、これら进行处理するリサイクルセンターの施設・設備は、重要な役割を担っていることから、この施設・設備を適正に管理するため、施設・設備の長期的な改修計画を具体的に立案し、計画的な整備を図っていく必要があります。

容器包装プラスチック圧縮減容機の交換

容器包装プラスチックの圧縮減容機(*1)の老朽化により、圧縮力が低下し容器包装プラスチックのバールのかさ比重(*2)が低いことから、容器包装プラスチック圧縮減容機の交換を行い適正な処理に努めます。

不燃ごみ選別設備の増設

手作業により燃やせないごみの袋を破袋し、硬質プラスチックの複合製品及び小型家電製品を抜き取り、徹底した資源ごみの分別と、プラスチックごみを埋め立てしない施策を展開するため、燃やせないごみを選別する設備を増設します。

トラックスケールの交換

リサイクルセンターのトラックスケール(*3)は、計量法の改正にともない、現行法に適用できないものであることから、トラックスケールの交換を行い、適正な運営に努めます。

*1【容器包装プラスチック圧縮減容機】

収集した容器包装プラスチックを、リサイクル事業者へ引き渡すため、圧縮して容器包装プラスチックのバール（かたまり）にする装置

*2【かさ比重】

バールの重量を体積で除して求めた比重で、この比重が低いと運搬効率が悪くなる

*3【トラックスケール】

廃棄物をトラックに積載したままで、廃棄物の正味重量を計量するための装置

(15) 今後のし尿処理

クリーンセンターの整備

クリーンセンター（し尿処理施設）におけるし尿処理については、平成20年度の清流地区の公共下水道の供用開始により、し尿汲取り世帯がさらに減少することが考えられます。

しかし、災害時は仮設便所等のし尿を処理する施設が重要な役割を担っていることから、今後もこの施設・設備を適正に維持していくために、施設・設備の長期的な改修計画を具体的に立案し、計画的な整備を図っていきます。

【脱燐装置の設置】

クリーンセンターが設置された当時（平成6年）は、窒素及び燐の排水規制値がありませんでしたが、平成13年の下水道法改正により、窒素及び燐の排水に対し規制が設けられました。

このため、公共下水道へ放流する排水に含まれる燐の値が、下水道法で規定する排水基準値を超えてしまう可能性があることから、脱燐装置を設置し、適正な処理に努めます。

【自動運転及び運転管理システムの交換】

クリーンセンターの、自動運転及び運転管理に対応するコンピュータシステム（シーケンサー及びデータログシステム）が故障しており、無人の間の運転状況を確認することができないため、水質等の悪化が見られた場合、対応が遅れる可能性があることから、コンピュータシステムを入れ替え、適正な汚水処理に努めます。

し尿浄化そう清掃経費助成金の充実

し尿処理を必要とする世帯に対しては、浄化槽が適正に管理されるよう、定期点検の実施を求めるとともに、経済的支援の見直しについても検討します。

し尿汲取手数料のシール制の導入

現在、し尿汲取手数料の納入方法については、金融機関の窓口での納入に限定されていることから、市民の利便性を考慮し、シール制によるし尿汲取手数料の徴収方法を導入します。

(16) ごみの不法投棄の防止

ごみの不法投棄については、生活環境課がパトロール及び回収を実施するとともに、平成15年12月からは、市民生活安全パトロールによる巡回を実施しています。

しかし、ごみの不法投棄やポイ捨てについては、人のモラルを向上させることが最も重要であることから、広報等により、随時人の心に訴える啓発活動に取り組み、市内の美化を図っていきます。

資料編

余 白

10 廃棄物・リサイクル関係法体系

(1) 法律

廃棄物・リサイクル関係法体系

循環型社会形成推進基本法 (平成12年6月公布、平成13年1月完全施行)	
環境省	
廃棄物処理法	ごみの発生抑制と適正なリサイクルや処分を確保 (平成12年6月公布、平成13年4月改正法施行)
経済産業省 等	
資源有効利用促進法	ごみの発生抑制、リユース、リサイクルを推進 (平成12年6月公布、平成13年4月完全施行)
環境省・経済産業省	
容器包装リサイクル法	容器包装の製造・利用事業者などに分別収集された 容器包装のリサイクルを義務付け (平成7年6月公布、平成12年4月完全施行)
環境省・経済産業省	
家電リサイクル法	家電製品の製造・販売事業者などに廃家電製品の回 収・リサイクルを義務付け (平成10年6月公布、平成13年4月完全施行)
環境省・農林水産省	
食品リサイクル法	食品の製造・販売事業者、レストランなどに食品残 渣の発生抑制やリサイクルなどを義務付け (平成12年6月公布、平成13年5月完全施行)
環境省・国土交通省	
建設リサイクル法	建設工事の受注者などに建築物などの分別解体や建 設廃棄物のリサイクルなどを義務付け (平成12年5月公布、平成14年5月完全施行)
環境省・経済産業省	
パソコンリサイクル法	家庭用パソコンの製造事業者に回収とリサイクルを 義務付け (平成15年4月公布、平成15年10月施行)
政府全体	
グリーン購入法	国等が率先して再生品などの調達を推進 (平成12年5月公布、平成13年1月施行)

(2) 条 例

羽村市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例

(平成4年12月24日条例第43号)

羽村市リサイクルセンター設置条例

(平成8年3月7日条例第3号)

(3) 規 則

羽村市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例施行規則

(平成5年3月31日条例第7号)

羽村市リサイクルセンター設置条例施行規則

(平成8年3月7日規則第2号)

(4) 要 綱

羽村市し尿浄化そう清掃経費助成要綱

(昭和56年4月1日羽環発第591号)

羽村市ため式水洗便所くみ取り経費助成要綱

(昭和56年4月1日羽環発第591号)

羽村市資源回収事業助成金交付要綱

(平成元年3月31日羽民地発第10863号)

羽村市クリーンボックス貸与要綱

(平成15年5月30日羽産生発第2141号)

羽村市ごみ飛散防止ネット提供実施要綱

(平成12年12月28日羽市環発第9479号)

羽村市一般廃棄物指定収集袋及び廃棄物処理券取扱店の指定に関する要綱

(平成14年4月26日羽産生発第963号)

羽村市清掃奉仕活動専用ごみ袋交付要綱

(平成17年9月15日羽産生発第5726号)

羽村市環境美化モデル地区指定及び事業費助成金交付要綱

(昭和61年5月31日羽民地発第1859号)

羽村市リサイクル品販売事業実施要綱

(平成13年3月30日羽市環発第13073号)

羽村市家庭から排出される廃パーソナルコンピュータに係る一般廃棄物再生
利用業の指定に関する要綱

(平成15年10月1日羽産生発第7015号)

羽村市合併処理し尿浄化槽修理費助成要綱

(昭和57年5月1日羽下発第675号)

1 1 羽村市のごみ処理の現状

(1) 平成17年度の状況

ごみ処理実績

ア ごみ収集内訳

区 分	収 集 方 法	収 集 量(t)	構 成 比(%)
燃やせるごみ	一般家庭直接収集	9,238	46.2
	事業系持込	3,619	18.1
	小 計	12,857	64.3
燃やせないごみ	一般家庭直接収集	1,304	6.5
	公共施設等持込	14	0.1
	小 計	1,318	6.6
粗 大 ご み	一般家庭直接収集	182	0.9
	一般家庭持込	379	1.9
	剪定枝持込	19	0.1
	小 計	580	2.9
有 害 ご み	一般家庭直接収集	30	0.1
資 源 ご み	一般家庭直接収集	5,215	26.1
計		20,000	100

イ ごみ処理内訳

区 分	処 分 量(t)	構 成 比(%)	
焼 却	直接収集・一般持込	12,857	64.3
	リサイクルセンターで選別した可燃物	1,246	6.2
	計	14,103	70.5
埋 立	190	1.0	
資 源 化	資源化物	5,515	27.6
	再生利用(剪定枝・リサイクル品)	31	0.2
	計	5,546	27.7
処 分	処理困難物	131	0.7
	廃乾電池・廃蛍光管	30	0.2
	計	161	0.8
合 計	20,000	100.0	

ウ 資源化物の内訳

資源化物の種類	処理量 (t)	売払代金(円)
鉄	405	425,730
アルミニウム	92	7,078,204
無色ガラスビン	214	
茶色ガラスビン	114	
その他色ガラスビン	86	
ペットボトル	155	1,043,531
白色トレー	11	
容器包装プラスチック	447	
ダンボール	657	1,971,420
新聞紙	1,437	7,183,700
雑誌・雑紙	1,530	4,588,740
古着・古繊維	221	261,410
紙パック	20	
生ビン	81	151,229
布団・毛布類	16	
硬質プラスチック	29	90,637
計	5,515	22,794,601

エ 収集等委託先

会社名	所在地	収集委託地区
丸順商事(有)	羽村市富士見平 2 - 1 - 14	川崎・玉川・清流・神明台・双葉町・緑ヶ丘三丁目・羽字武蔵野・五ノ神字武蔵野・川崎字武蔵野・富士見平・五ノ神
(有)小作物産	羽村市羽加美 3 - 5 - 25	羽中(三・四丁目)・羽加美・羽西・小作台・栄町
栄晃産業(株)	羽村市栄町 2 - 11 - 23	羽東・羽中(一・二丁目)・緑ヶ丘(三丁目を除く)・

オ 西多摩衛生組合における処分量

区 分	処 分 量 (t)	構 成 比 (%)
羽 村 市	14,104	19.6
青 梅 市	34,039	47.2
福 生 市	15,458	21.4
瑞 穂 町	8,524	11.8
計	72,125	100

カ ニツ塚廃棄物広域処分場への搬入量

焼 却 灰	不 燃 ご み	計
1,542 t	190 t	1,732 t

ク ごみ処理原価

収集運搬処分原価	1 t 当たり	52,978 円
----------	---------	----------

ケ 市民 1 人当たり年間ごみ排出量 (資源ごみ・事業系を除く)

年 度	1 2	1 3	1 4	1 5	1 6	1 7
排出量	229kg	219kg	207kg	192kg	190kg	195kg

市内いっせい美化運動

町内会・自治会が主体となって年 2 回、道路、公園、空き地、公共施設などに捨てられている空き缶、空きびん、紙くずなどのごみを回収し、市内の美化を図った。

区 分	実 施 日	回 収 量
春 季	5 月 22 日 (日)	7,805 kg
秋 季	11 月 13 日 (日)	8,205 kg

廃棄物減量等推進審議会

廃棄物の適正な処理の基本的事項を審議するほか、一般廃棄物の減量及び再利用の促進等に関する事項を審議するため設置された廃棄物減量等推進審議会において、第 4 期羽村市分別収集計画、ペットボトルの戸別収集の検討、一般廃棄物処理基本計画等について審議した。(5 回開催)

【廃棄物減量等推進審議会委員】

職名	氏名	任期	職名	氏名	任期
会長	山本啓史	平17.6.1~19.5.31	委員	関美智子	平17.6.1~19.5.31
副会長	栗原悦男	〃	〃	丹生芳枝	〃
委員	秋山弘	〃	〃	内藤政一	〃
〃	雨倉早苗	〃	〃	中野康治	〃
〃	宇都宮建二	〃	〃	細渕智司	〃
〃	岡根陽子	〃	〃	吉田ますみ	〃
〃	小山徳幸	〃	〃	原島正樹	平17.6.1~18.3.31
〃	島田善道	〃	計	15人	

羽村市資源回収事業助成制度

1kg当たりの助成金額10円

登録団体数	活動団体数	回収量	回収内容	助成金額
42団体	41団体	1,205,075kg	古紙 1,186,324kg びん 11,841kg 鉄 560kg アルミ 6,350kg	12,050,750円

ごみ減量のための啓発活動

ごみ減量の啓発活動の一環として、ごみの分別・リサイクル等の説明会（生涯学習まちづくり出前講座）及び施設見学会を実施した。

ア ごみの分別・リサイクル等の説明会（生涯学習まちづくり出前講座）

実施回数	2回	参加人数	51人
------	----	------	-----

イ ごみ処理施設見学会

実施回数	4回	参加人数	110人
------	----	------	------

ウ リサイクルセンター施設見学者受入実績

団体数	20団体	総人数	795人
-----	------	-----	------

エ リサイクル品販売事業売上実績

販売商品数	1,698品	売上総額	1,653,950円
-------	--------	------	------------

(2) 戸別収集・一部有料化前後のごみ量

収集品目・処理品目	平成13年度		平成15年度		増 減		
	収集量	処理量	収集量	処理量	収集量	処理量	
可燃物	燃やせるごみ（一般家庭）	10,297 t	10,297 t	8,985 t	8,985 t	1,312t	1,312t
	燃やせるごみ（事業系持込）	3,488 t	3,488 t	4,111 t	4,111 t	623t	623t
	リサイクルセンター可燃物残渣		891 t		1,155 t		264t
	処理困難物（可燃系）		45 t		50 t		5t
	燃やせるごみ 計	13,785 t	14,721 t	13,096 t	14,301 t	689t	420t
不燃物	燃やせないごみ（一般家庭）	1,575 t		1,338 t		237t	
	燃やせないごみ（公園・公共施設等）	56 t		31 t		25t	
	その他（有害ごみのうちスプレー缶・テープ類）	19 t		22 t		3t	
	燃やせないごみ 計	1,650 t	0 t	1,391 t	0 t	259t	0t
埋立不燃物		888 t		300 t		588t	
粗大ごみ	粗大ごみ（回収）	196 t		176 t		20t	
	粗大ごみ（持込）	227 t		390 t		163t	
	粗大ごみ（その他不法投棄等）	0 t		18 t		18t	
	粗大ごみ 計	423 t	0 t	584 t	0 t	161t	0t
剪定枝	剪定枝（持込：有料）	19 t		21 t		2t	
	剪定枝（持込：無料）	12 t		12 t		0t	
	剪定枝 計	31 t	0 t	33 t	0 t	2t	0t
資源ごみ・資源化物	缶	473 t		256 t		217t	
	ビン	519 t		525 t		6t	
	ペットボトル	143 t	143 t	145 t	145 t	2t	2t
	白色トレ	17 t	17 t	15 t	15 t	2t	2t
	容器包装プラスチック	291 t	291 t	439 t	439 t	148t	148t
	ダンボール	740 t	740 t	562 t	562 t	178t	178t
	新聞紙	1,431 t	1,431 t	1,579 t	1,579 t	148t	148t
	雑誌・雑紙	1,130 t	1,130 t	1,439 t	1,439 t	309t	309t
	古着・古繊維	213 t	213 t	262 t	262 t	49t	49t
	紙パック	13 t	13 t	20 t	20 t	7t	7t
	鉄		500 t		427 t		73t
	アルミニウム		80 t		93 t		13t
	無色ガラスビン		181 t		231 t		50t
	茶色ガラスビン		103 t		129 t		26t
	その他色ガラスビン		144 t		89 t		55t
	生ビン		91 t		76 t		15t
	布団・毛布類		10 t		21 t		11t
	硬質プラスチック		0 t		38 t		38t
	資源ごみ 計	4,970 t	5,087 t	5,242 t	5,565 t	272t	478t
再利用	剪定枝搬出（保管含む）		31 t		10 t		21t
	リサイクル品（販売）		16 t		30 t		14t
	リサイクル品（無料配布）		0 t		1 t		1t
	再生利用 計	0 t	47 t	0 t	41 t	0t	6t
有害	スプレー缶・テープ類	(0 t)		(22 t)		(22 t)	
	乾電池	18 t	18 t	18 t	18 t	0t	0t
	蛍光管	10 t	10 t	12 t	12 t	2t	2t
	有害ごみ 計	28 t	28 t	30 t	30 t	2t	2t
処理困	処理困難物（粗大系）		60 t		87 t		27t
	処理困難物（不燃系）		37 t		52 t		15t
	医療系廃棄物		0 t		0 t		0t
	処理困難物 計	0 t	97 t	0 t	139 t	0t	42t
	ごみ量合計	20,887 t	20,868 t	20,376 t	20,376 t	511t	492t
埋立量	焼却灰		1,380 m ³		1,317 m ³		63m ³
	不燃物		2,154 m ³		726 m ³		1,428m ³
	埋立量合計		3,534 m ³		2,043 m ³		1,491m ³
集団回収量	古紙		1,265 t		1,115 t		150t
	古繊維		0 t		0 t		0t
	ビン		18 t		15 t		3t
	鉄（スチール缶）		2 t		1 t		1t
	アルミ（アルミ缶）		6 t		5 t		1t
	集団回収量合計		1,291 t		1,136 t		155t
資源化率		24.58%		27.51%		2.93ホイント	
総資源化率（集団回収を含む）		28.97%		31.34%		2.37ホイント	

(3) ごみ収集量の推計

(人口：毎年度1月1日現在)

項 目	単位	平成14年 度(実績)	平成15年 度(実績)	平成16年 度(実績)	平成17年 度(実績)	平成18年 度(見込み)	平成19年 度(見込み)	平成20年 度(見込み)	平成21年 度(見込み)		
行政区域内人口	人	56,637	56,991	57,021	56,895	57,445	56,734	56,663	56,199		
計画収集区域内人口	人	56,637	56,991	57,021	56,895	57,445	56,734	56,663	56,199		
収集人口	人	56,637	56,991	57,021	56,895	57,445	56,734	56,663	56,199		
1人1日平均排出量	g/日	1,001	980	963	963	941	934	934	937		
年間平均収集量	t/日	56.7	55.8	54.9	54.8	54.1	53.0	52.9	52.6		
家庭系 廃棄物	可燃ごみ	t	9,618	8,985	8,957	9,238	9,159	8,985	8,985	8,933	
	可燃ごみ1人1日平均	g/日	465	432	430	445	437	434	434	435	
	不燃ごみ	t	1,495	1,360	1,295	1,304	1,192	1,181	1,180	1,179	
	不燃ごみ1人1日平均	g/日	72	65	62	63	57	57	57	57	
	粗大ごみ	t	549	584	532	561	563	556	555	550	
	有害ごみ	t	30	30	27	30	30	30	30	30	
	剪定枝	t	20	33	25	19	17	17	17	17	
	資源 ごみ	缶	t	329	256	251	243	228	220	220	218
		びん	t	542	525	502	494	457	440	439	435
		紙パック	t	17	20	19	20	22	21	21	21
		ダンボール	t	680	562	642	657	713	687	686	680
		雑誌・雑紙	t	1,337	1,439	1,507	1,530	1,660	1,598	1,596	1,583
		ペットボトル	t	147	145	157	155	164	158	158	157
		容器包装プラスチック	t	408	439	465	447	452	435	434	430
		白色トレイ	t	17	15	13	11	11	11	11	11
		新聞紙	t	1,553	1,579	1,544	1,437	1,452	1,398	1,396	1,385
		古着・古繊維	t	258	262	214	221	227	219	219	217
		硬質プラスチック	t	0	0	0	0	0	37	37	37
		金 属	t	0	0	0	0	0	16	16	16
		資源ごみ計	t	5,288	5,242	5,314	5,215	5,386	5,240	5,233	5,190
資源ごみ1人1日平均	g/日	256	252	255	251	257	253	253	253		
収集量計	t	17,000	16,234	16,150	16,367	16,347	16,009	16,000	15,899		
事業系 廃棄物	可燃ごみ	t	3,678	4,111	3,866	3,619	3,385	3,317	3,312	3,307	
	不燃ごみ	t	24	31	22	14	7	7	7	7	
	粗大ごみ	t	0	0	0	0	0	0	0	0	
	有害ごみ	t	0	0	0	0	0	0	0	0	
	資源ごみ	t	0	0	0	0	0	0	0	0	
	収集量計	t	3,702	4,142	3,888	3,633	3,392	3,324	3,319	3,314	
ごみ収集量総計	t	20,702	20,376	20,038	20,000	19,739	19,333	19,319	19,213		

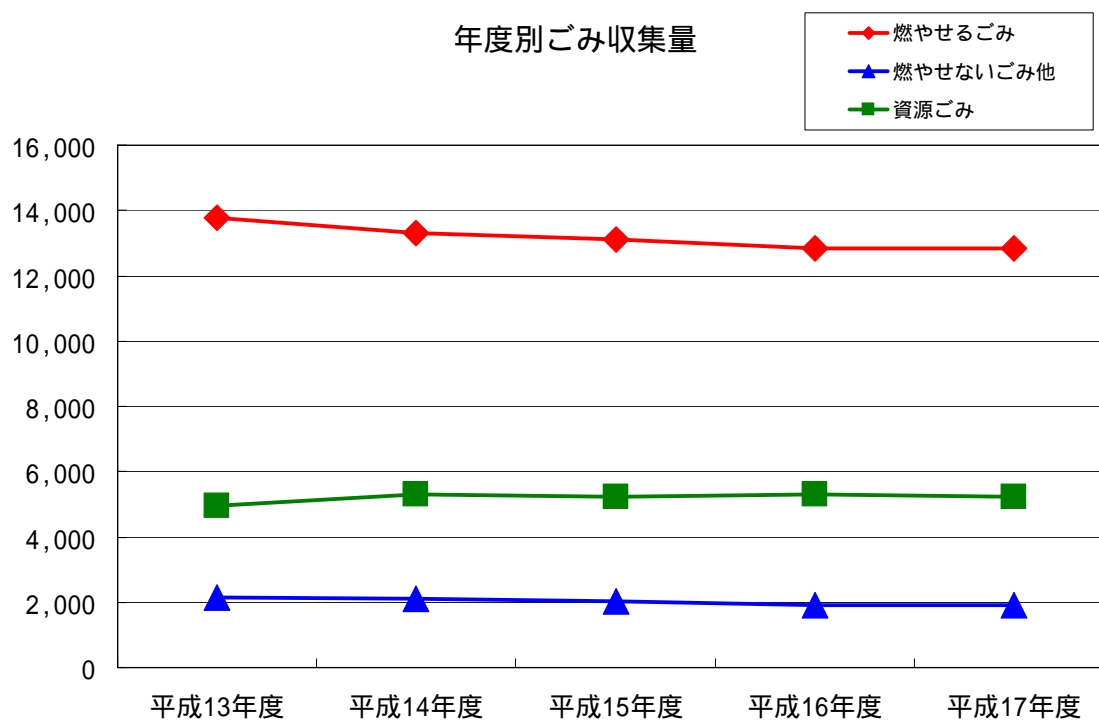
人口の統計は、男女別年齢階級別に自然条件、社会的増減を勘案するコーホート法を採用

(人口：毎年度1月1日現在)

項 目	単位	平成22年 度(見込み)	平成23年 度(見込み)	平成24年 度(見込み)	平成25年 度(見込み)	平成26年 度(見込み)	平成27年 度(見込み)	平成28年 度(見込み)		
行政区域内人口	人	56,213	56,627	56,021	55,615	54,810	54,915	55,708		
計画収集区域内人口	人	56,213	56,627	56,021	55,615	54,810	54,915	55,708		
収 集 人 口	人	56,213	56,627	56,021	55,615	54,810	54,915	55,708		
1人1日平均排出量	g/日	936	934	935	936	938	938	935		
年間平均収集量	t/日	52.6	52.9	52.4	52.1	51.4	51.5	52.1		
家庭系 廃棄物	可燃ごみ	t	8,933	8,985	8,889	8,824	8,696	8,713	8,839	
	可燃ごみ1人1日平均	g/日	435	435	435	435	435	435	435	
	不燃ごみ	t	1,179	1,178	1,166	1,157	1,140	1,143	1,159	
	不燃ごみ1人1日平均	g/日	57	57	57	57	57	57	57	
	粗大ごみ	t	550	554	548	544	536	537	545	
	有害ごみ	t	30	30	30	30	30	30	30	
	剪定枝	t	17	17	17	17	17	17	17	
	資源 ごみ	缶	t	218	220	218	216	213	213	216
		びん	t	435	438	433	430	424	425	431
		紙パック	t	21	21	21	21	21	21	21
		ダンボール	t	680	685	678	673	663	664	674
		雑誌・雑紙	t	1,583	1,595	1,578	1,567	1,544	1,547	1,569
		ペットボトル	t	157	158	156	155	153	153	155
		容器包装プラスチック	t	430	433	428	425	419	420	426
		白色トレイ	t	11	11	11	11	11	11	11
		新聞紙	t	1,385	1,395	1,380	1,370	1,350	1,353	1,373
		古着・古繊維	t	217	219	217	215	212	212	215
		硬質プラスチック	t	37	37	37	37	36	36	37
		金 属	t	16	16	16	16	16	16	16
		資源ごみ計	t	5,190	5,228	5,173	5,136	5,062	5,071	5,144
資源ごみ1人1日平均	g/日	253	253	253	253	253	253	253		
収 集 量 計	t	15,899	15,992	15,823	15,708	15,481	15,511	15,734		
事業系 廃棄物	可燃ごみ	t	3,302	3,297	3,292	3,287	3,282	3,277	3,272	
	不燃ごみ	t	7	7	7	7	7	7	7	
	粗大ごみ	t	0	0	0	0	0	0	0	
	有害ごみ	t	0	0	0	0	0	0	0	
	資源ごみ	t	0	0	0	0	0	0	0	
	収 集 量 計	t	3,309	3,304	3,299	3,294	3,289	3,284	3,279	
ごみ収集量総計	t	19,208	19,296	19,122	19,002	18,770	18,795	19,013		

1 2 その他の資料

(1) 羽村市における年度別ごみ収集量



(単位: t)

区分	収集方法	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度
燃やせるごみ	直接収集	10,297	9,618	8,985	8,957	9,238
	事業系持込	3,488	3,678	4,111	3,866	3,619
	小計	13,785	13,296	13,096	12,823	12,857
燃やせないごみ	直接収集	1,594	1,495	1,360	1,295	1,304
	公共施設持込	56	24	31	22	14
	小計	1,650	1,519	1,391	1,317	1,318
粗大ごみ	直接収集	196	199	176	168	182
	家庭系持込	227	350	408	364	379
	剪定枝持込	31	20	33	25	19
	小計	454	569	617	557	580
有害ごみ	直接収集	28	30	30	27	30
資源ごみ	直接収集	4,970	5,288	5,242	5,314	5,215
計		20,887	20,702	20,376	20,038	20,000

(2) ごみ処理経費とごみ処理原価

ごみ処理経費とごみ処理原価推移

年度別	処理経費 (円)	処理原価 (円)		
		1 tあたり	1世帯あたり	1人あたり
平成13年度	1,196,252,660	50,992	49,845	19,984
平成14年度	1,337,127,398	51,780	49,254	20,022
平成15年度	1,338,101,203	53,855	49,381	20,269
平成16年度	1,321,715,787	53,366	48,168	19,958
平成17年度	1,318,705,915	52,978	47,048	19,663
【処理経費】職員人件費を除く 【処理原価】職員人件費を含み、処理手数料歳入を控除する				

ごみ処理経費内訳(平成17年度)

ごみの収集に要する経費	355,932,418円	収集委託料・市指定収集袋 製造委託料・収集カレンダー 印刷製本費 他
ごみの処理に要する経費	146,533,997円	リサイクルセンター運転業 務委託料・リサイクル業務 委託料・機械設備維持管理 委託料 他
西多摩衛生組合に要する経費	682,381,000円	西多摩衛生組合負担金
東京たま広域資源循環組合に 要する経費	133,858,500円	東京たま広域資源循環組合 負担金
合 計	1,318,705,915円	

(3) 西多摩衛生組合の状況

西多摩衛生組合の平成17年度決算状況

【歳入】

(単位：円、%)

区 分	平成17年度		平成16年度		比 較	
	決 算 額	構成比	決 算 額	構成比	増 減 額	増減率
分 賦 金	3,528,666,000	90.59	3,474,654,000	95.29	54,012,000	1.55
使用料及び手数料	70,793,626	1.82	73,474,603	2.01	2,680,977	3.65
財 産 収 入	2,487,360	0.06	2,487,360	0.07	0	0.00
繰 越 金	76,064,502	1.95	77,989,069	2.14	1,924,567	2.47
諸 収 入	6,078,415	0.16	17,815,966	0.49	11,737,551	65.88
組 合 債	211,000,000	5.42	0	0.00	211,000,000	0.00
歳 入 合 計	3,895,089,903	100.00	3,646,420,998	100.00	248,668,905	6.82

【歳出】

(単位：円、%)

区 分	平成17年度		平成16年度		比 較	
	決 算 額	構成比	決 算 額	構成比	増 減 額	増減率
議 会 費	1,320,859	0.03	1,199,490	0.03	121,369	10.12
事 務 所 費	208,597,380	5.46	222,513,369	6.23	13,915,989	6.25
じ ん 芥 処 理 費	1,261,028,453	32.98	1,021,655,326	28.62	239,373,127	23.43
余熱利用施設事業費	121,173,846	3.17	125,974,016	3.53	4,800,170	3.81
公 債 費	2,231,126,284	58.36	2,199,014,295	61.59	32,111,989	1.46
歳 出 合 計	3,823,246,822	100.00	3,570,356,496	100.00	252,890,326	7.08

西多摩衛生組合構成市町別の平成17年度ごみ搬入量

区 分	人口(10月1日現在)			ごみ搬入量(家庭系・事業系)		
	17年度 (人)	16年度 (人)	増減率 (%)	17年度 (t)	16年度 (t)	増減率 (%)
羽 村 市	57,056	57,076	0.0	14,103.87	14,053.58	0.4
青 梅 市	140,859	140,848	0.0	34,039.20	33,226.16	2.4
福 生 市	61,618	61,850	0.4	15,458.43	15,391.39	0.4
瑞 穂 町	34,582	34,573	0.0	8,523.66	10,611.31	19.7
合 計	294,115	294,347	0.4	72,125.16	73,282.44	1.6

(4) 東京たま広域資源循環組合の状況

東京たま広域資源循環組合の平成17年度決算状況

【歳入】

款	予算現額 (円)	収入済額 (円)	構成比 (%)	増減額 (円)
分担金及び負担金	8,347,700,000	8,347,700,000	57.0	0
国庫支出金	2,076,880,000	1,661,504,000	11.4	415,376,000
都支出金	353,170,000	87,772,000	0.6	265,398,000
財産収入	8,205,000	8,181,295	0.1	23,705
繰入金	0	0	0.0	0
繰越金	560,738,000	560,738,716	3.8	716
諸収入	26,341,000	39,114,485	0.3	12,773,485
組合債	5,700,800,000	3,928,500,000	26.8	1,772,300,000
歳入合計	17,073,834,000	14,633,510,496	100.00	2,440,323,504

【歳出】

款	予算現額 (円)	支出済額 (円)	構成比 (%)	増減額 (円)
議会費	12,022,000	10,465,595	0.1	1,556,405
総務費	148,291,000	132,794,752	1.0	15,496,248
衛生費	13,908,001,000	10,002,870,764	77.9	3,905,130,236
公債費	2,705,950,000	2,548,928,572	19.8	157,021,428
諸支出金	149,570,000	149,545,939	1.2	24,061
予備費	150,000,000	0	0.0	150,000,000
歳出合計	17,073,834,000	12,844,605,622	100.0	4,229,228,378

東京たま広域資源循環組合の平成17年度搬入団体別ごみ搬入量

(単位：t)

搬入団体	焼却残さ	不燃ごみ	合計
三鷹市	2,492	0	2,492
武蔵野市	3,691	0	3,691
二枚橋衛生組合	7,711	0	7,711
柳泉園組合	11,314	0	11,314
東村山市	3,179	946	4,125
多摩川衛生組合	4,629	0	4,629
国分寺市	2,938	147	3,085
小平・村山・大和衛生組合	9,787	382	10,169
立川市	5,587	765	6,351
国立市	0	143	143
日野市	3,933	787	4,720
多摩ニュータウン環境組合	6,187	400	6,588
昭島市	3,083	159	3,242
西多摩衛生組合	7,883	0	7,883
ふじみ衛生組合	0	97	97
小金井市	0	944	944
府中市	0	0	0
羽村市	0	190	190
瑞穂町	0	205	205
青梅市	6	315	320
町田市	12,779	0	12,779
福生市	0	300	300
八王子市	8,465	3,351	11,815
合計	93,661	9,131	102,792

t 単位に端数処理（四捨五入）しているため誤差があります。

東京たま広域資源循環組合の平成17年度組織団体別ごみ搬入量

(単位：t)

組 織 団 体	焼却残さ	不燃ごみ	合 計
八 王 子 市	10,450	3,492	13,942
立 川 市	5,587	765	6,351
武 蔵 野 市	3,691	0	3,691
三 鷹 市	2,418	45	2,462
青 梅 市	3,724	315	4,039
府 中 市	4,117	0	4,117
昭 島 市	3,083	159	3,242
調 布 市	3,868	52	3,921
町 田 市	12,957	6	12,963
小 金 井 市	1,869	944	2,814
小 平 市	5,208	211	5,419
日 野 市	3,935	796	4,731
東 村 山 市	3,179	946	4,125
国 分 寺 市	2,938	147	3,085
国 立 市	894	143	1,036
福 生 市	1,689	300	1,990
狛 江 市	797	0	797
東 大 和 市	2,552	115	2,667
清 瀬 市	2,039	0	2,039
東 久 留 米 市	3,591	0	3,591
武 蔵 村 山 市	2,027	56	2,083
多 摩 市	4,022	243	4,265
稲 城 市	869	0	869
羽 村 市	1,542	190	1,732
西 東 京 市	5,684	0	5,684
瑞 穂 町	933	205	1,138
合 計	93,661	9,131	102,792

t 単位に端数処理（四捨五入）しているため誤差があります。

(5) 羽村市清掃事業の歴史

年 月 日	事 業 内 容	特 記 事 項
昭和 36 年 3 月 日	町全域を特別清掃地域に指定	
昭和 36 年 4 月 1 日	清掃条例を施行 塵芥収集を開始（厨芥のみ）	厨芥を養豚農家に搬入
昭和 37 年 6 月 日	羽村・福生衛生組合を設立	
昭和 38 年 1 月 日	羽村・福生衛生組合に瑞穂町が加入し、西多摩衛生組合に名称を変更する	
昭和 38 年 7 月 日	西多摩衛生組合し尿処理施設完成（100 k / 日）	
昭和 40 年 7 月 日	西多摩衛生組合ごみ焼却施設完成（50 t / 日）	
昭和 42 年 2 月 1 日	一般家庭のごみ処理手数料の無料化 戸別収集から集積所収集へ変更（町内全域を 5 ブロックに分け週 1 回）	月額 70 円を廃止
昭和 42 年 4 月 1 日	分別収集を開始 【分別品目】 厨芥ごみ 危険物 の 2 種類	
昭和 42 年 4 月 日	し尿汲み取り委託化（許可制・委託制）	
昭和 43 年 3 月 日	西多摩衛生組合に青梅市が加入（1 市 3 町）	
昭和 44 年 7 月 日	西多摩衛生組合新し尿処理施設完成（170 k / 日）	
昭和 45 年 4 月 日	し尿汲み取りを無料化で開始（一定量まで）	
昭和 46 年 4 月 1 日	町のごみ収集袋として紙袋を指定する	
昭和 47 年 月 日	羽村市清掃条例を全面改正「羽村町廃棄物の処理及び清掃に関する条例」施行	
昭和 47 年 11 月 日	西多摩衛生組合ごみ第 2 施設完成（150 t / 日）	
昭和 48 年 5 月 日	羽村町廃棄物の処理及び清掃に関する条例を一部改正する 事業系一般廃棄物処理手数料を規定（持込 4 円/kg）	
昭和 49 年 3 月 日	公共下水道工事を開始する	
昭和 50 年 8 月 日	羽村町砂利穴公害対策協議会発足 羽村・瑞穂ごみ穴対策協議会発足	
昭和 51 年 9 月 日	ごみ訴訟、9 市と和解する	
昭和 52 年 8 月 日	塵芥収集委託開始	
昭和 53 年 3 月 日	西多摩衛生組合ごみ第 1 焼却施設改良工事完成	50 t / 日・100 t / 日
昭和 53 年 8 月 日	不燃物の処理選別施設「資源回収センター」が完成 金属及びガラス類を手選別で回収する	
昭和 55 年 4 月 1 日	町のごみ収集袋として、「炭酸カルシウム入り」を追加指定する	
昭和 55 年 4 月 1 日	羽村町廃棄物の処理及び清掃に関する条例を一部改正する 事業系一般廃棄物処理手数料を改正 （収集：制度なし 15 円/kg、持込：4 円/kg 10 円/kg）	
昭和 57 年 4 月 1 日	粗大ごみの直営収集（同時に有料化）を開始する。	月 1 回
昭和 59 年 2 月 1 日	有害ごみの直営収集開始（廃乾電池、蛍光灯）	月 1 回
昭和 59 年 3 月 日	「東京都市廃棄物処理地管理組合」の羽村処分場への廃棄物埋め立て終了	
昭和 59 年 4 月 1 日	谷戸沢廃棄物広域処分場で埋立て開始	
昭和 60 年 4 月 1 日	町内小売店、スーパーの買物袋の材質を町指定のごみ袋と同質に変更 羽村町商業協同組合加盟店 190 店 大型店（スーパー） 5 店	
昭和 62 年 5 月 日	旧廃棄物処分場跡地を整備し公園を設置	
平成元年 4 月 1 日	資源回収事業助成金制度を開始	
平成 2 年 2 月 2 日	クリーンスポット（ごみ集積所）の設置開始	
平成 2 年 4 月 日	家庭用ごみ焼却炉購入助成制度を開始	
平成 3 年 4 月 30 日	家庭用生ごみ堆肥化容器貸与制度を開始	コンポスター
平成 3 年 10 月 1 日	資源ごみ分別収集開始（月 2 回） 空き缶（青色コンテナ） 空きビン（黄色コンテナ） 古紙（新聞・雑誌・ダンボール）古繊維	缶・ビンの収集コンテナを配置
平成 3 年 11 月 1 日	市 政 施 行	

年 月 日	事 業 内 容	特 記 事 項
平成 3 年 12 月 日	牛乳パックの拠点回収を開始	13 店舗
平成 4 年 12 月 24 日	「羽村市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例」制定	
平成 5 年 4 月 1 日	「羽村市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例」施行	
平成 5 年 4 月 1 日	羽村町廃棄物の処理及び清掃に関する条例を一部改正する 事業系一般廃棄物処理手数料を改正 (収集：15 円/kg 23 円/kg、持込：10 円/kg 15 円/kg) し尿汲取り手数料を改正	
平成 6 年 4 月 1 日	羽村市し尿処理施設（クリーンセンター）稼働開始 処理能力 4k / 日 生し尿 1k / 日 浄化槽汚泥 3k / 日 処理方式 高負荷脱窒素処理方式(サンドラシステム)	地下 1 階 鉄筋コン クリート造
平成 6 年 4 月 1 日	資源回収センターで、ペットボトルの手選別を開始	不燃ごみの中から手 選別
平成 6 年 4 月 日	フロンガスの回収を開始	
平成 7 年 4 月 1 日	資源回収センターで、発泡スチロールトレイ（白色）の手選別を開始	不燃ごみの中から手 選別
平成 8 年 4 月 1 日	羽村市リサイクルセンター本稼働 粗大ごみ、犬・猫死体処理の事務取り扱いをリサイクルセン ターへ移行	職員 5 名配属 事務職 3 名 作業員 2 名
平成 8 年 4 月 1 日	ペットボトル及び発泡スチロールトレイ（白色）の分別収集 開始 収集日及び収集区域の変更 資源ごみ 月 2 回 週 1 回 燃やせないごみ 毎 週 隔 週 粗大ごみ 週 3 回 毎 日(職員直営回収) 【分別収集区分】 燃やせるごみ 週 3 回 燃やせないごみ 隔 週 資源ごみ 週 1 回 缶 ビン ペットボトル及び発泡スチロールトレイ（白色） 古紙・古繊維 有害ごみ 月 1 回	緑色コンテナを配置
平成 8 年 9 月 1 日	家庭用生ごみ処理機器購入費助成制度を開始	
平成 8 年 10 月 日	容器包装リサイクル法に基づく「羽村市分別収集計画」を策 定	
平成 9 年 3 月 31 日	家庭用ごみ焼却炉購入費助成制度を廃止	
平成 9 年 4 月 1 日	容器包装リサイクル法に基づく分別収集を開始 【指定法人への依頼品目】 ペットボトル カレット（茶・その他）	
平成 9 年 4 月 1 日	分別排出の徹底 次のごみ袋は収集できません！ 中身が分別されていないごみ袋出された場合 中身の見えない黒いごみ袋で出された場合	
平成 9 年 12 月 31 日	公共施設における小型焼却炉の使用中止	22 施設 24 基
平成 10 年 1 月 26 日 27 日	羽村市独自でダイオキシン類調査を実施 (羽村市立第三中学校の屋上及び校庭)	大気中及び土壌中
平成 10 年 1 月 29 日	二ツ塚廃棄物広域処分場の埋め立を開始（一部） (羽村市を含む 8 団体のみ)	羽村市分は、リサイク ルセンターから搬出 される不燃ごみのみ
平成 10 年 3 月 20 日	西多摩衛生組合新ごみ処理施設焼却開始	焼却能力 160 トン / 日 × 3 炉
平成 10 年 4 月 1 日	公共施設におけるミックスペーパーリサイクルを開始 4 月から 小・中学校 10 校 5 月から 庁舎のシュレッダーごみ及び機密書類 11 月から 公共施設全て	

年 月 日	事 業 内 容	特 記 事 項
平成 10 年 4 月 6 日	谷戸沢廃棄物広域処分場埋め立て終了	
平成 10 年 4 月 7 日	二ツ塚廃棄物広域処分場の埋め立を開始（全団体）	
平成 11 年 4 月 1 日	グリーンリサイクル開始 家庭用小型焼却炉無料回収開始	
平成 12 年 4 月 1 日	容器包装リサイクル法完全実施	
平成 12 年 6 月～12 月	ごみ分別説明会実施	60 会場 5,167 人参加
平成 12 年 9 月 1 日	羽村市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例と羽村市 廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例施行規則を一部 改正 事業系一般廃棄物の持込に一般廃棄物管理票を導入	
平成 12 年 9 月 15 日	ごみ分別方法を記載した、ごみ分別マニュアル（第 1 版）を 全戸配布（新規導入）	
平成 12 年 10 月 1 日	ごみ分別キャンペーン実施（6 会場 6,000 人） 容器包装プラスチック、雑紙分別収集開始 収集方法変更 市内 12 地区に分け収集開始 可燃ごみ収集 週 3 日から週 2 日に変更 【分別収集区分】 燃やせるごみ 週 2 回 燃やせないごみ 月 2 回 資源ごみ A（古紙・古繊維） 週 1 回 資源ごみ B（缶・ビン・ペット・トレイ・容プラ）週 1 回 有害ごみ 月 1 回	
平成 13 年 12 月 15 日	ごみ収集カレンダー全戸配布（新規導入）	
平成 13 年 2 月 1 日	ごみ飛散防止ネット提供開始	
平成 13 年 3 月 日	羽村市廃棄物減量等推進審議会へ「戸別収集・一部有料化の 実施方法等について」を諮問する	
平成 13 年 4 月 1 日	廃棄物処理手数料の改定 臨時に処理を受けようとするとき 23 円/kg 30 円/kg 事業活動に伴う排出量が 1 カ月 200 kg を超えるとき 23 円/kg 30 円/kg 市長が指定した場所に自ら運搬したとき 15 円/kg 20 円/kg	
平成 13 年 4 月 1 日	粗大ごみ収集の委託化に伴い廃棄物処理券（粗大ごみシール） の導入 粗大ごみ受付センターを設置（粗大ごみ回収を委託化）	販売 市役所生活環境課 リサイクルセンター
平成 13 年 4 月 1 日	家電リサイクル法施行 テレビ、冷蔵庫、洗濯機、エアコンを一般廃棄物の処理から 除く	
平成 13 年 4 月 1 日	リサイクル品販売を直営から NPO 法人「そよかぜ」に依頼 し尿浄化槽清掃経費助成金交付要綱を一部改正	助成金一覧表を整理 及び助成単価の増額
平成 13 年 4 月 日	集合住宅家主を対象に、意見交換会並びに分別排出説明会を 開催 家主 778 人中 216 人参加	5 回開催
平成 13 年 5 月 1 日	食品リサイクル法施行	
平成 13 年 10 月 1 日	布団・毛布類のリサイクル開始	
平成 13 年 10 月 9 日	羽村市廃棄物減量等推進審議会から「戸別収集・一部有料化 の実施方法等について」答申	
平成 13 年 11 月 1 日	ごみ分別マニュアル改正版（第 1 版改正版）全戸配布	
平成 13 年 11 月 26 日	リサイクルセンター（ストックヤード）の都市計画変更決定	
平成 13 年 12 月 1 日	羽村市資源回収事業助成金交付要綱を一部改正 年 2 回申請を年 4 回申請に改める。	
平成 13 年 12 月 1 日	剪定枝チップを東京都有機農業堆肥センターへ搬出開始	
平成 14 年 1 月 4 日	「燃やせないごみ」を粗大ごみとして有料戸別収集を開始 45 リットル相当の袋：1 袋 200 円	
平成 14 年 1 月 6 日	リサイクルセンター日曜開館開始（P.S.U 作戦）	
平成 14 年 1 月～2 月	戸別収集・一部有料化導入に伴う市民説明会を実施	40 会場 3,370 人参加

年 月 日	事 業 内 容	特 記 事 項
平成 14 年 4 月 1 日	羽村市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例を一部改正(適用：平成 14 年 10 月 1 日) 有料指定収集袋を導入 ミニ袋(5 ㍓相当)7 円 小袋(10 ㍓相当)15 円 中袋(20 ㍓相当)30 円 大袋(40 ㍓相当)60 円 有料指定収集袋使用による事業系一般廃棄物の排出量を改正する 1 回につき 80 ㍓又は 12 kg まで	
平成 14 年 4 月 1 日	羽村市家庭用生ごみ堆肥化容器貸与要綱を一部改正 (1 基を 2 基以内に改める)	
平成 14 年 4 月 1 日	羽村市家庭用生ごみ処理機器購入費助成金交付要綱を一部改正 (25,000 円を 30,000 円に改める)	
平成 14 年 4 月 1 日	剪定枝の有料収集の開始(粗大ごみ扱い) 有料収集の基準 ・1 束の長さは 1m 以内。 ・おおむね 1m の長さで束ねられる量を一束とする。 ・排出元は一般家庭に限る。 廃棄物処理手数料 ・1 束当たり 200 円とする。	
平成 14 年 4 月 1 日	硬質プラスチックのリサイクル開始	
平成 14 年 4 月 1 日	羽村市環境基本条例施行	
平成 14 年 9 月 1 日	ごみ分別マニュアル改正版(第 2 版)全戸配布	
平成 14 年 10 月 1 日	戸別収集・一部有料化の実施 ペットボトル・白色トレイを拠点回収に変更	
平成 14 年 10 月 1 日	ペットボトルによる市指定収集袋作成開始	
平成 15 年 4 月 1 日	リサイクルセンター・ストックヤード稼働(3 月完成)	
平成 15 年 5 月 31 日	クリーンスポット(ごみ集積所)の設置廃止	
平成 15 年 10 月 1 日	家庭系廃棄パソコンのリサイクル開始	
平成 16 年 3 月 31 日	ミックスペーパーリサイクルを 15 年度で終了	
平成 16 年 10 月 1 日	廃棄物処理手数料の改定 事業系可燃性廃棄物の持込み 処理手数料の改定 (西多摩衛生組合構成市町一斉値上げ)	20 円/kg 30 円/kg
平成 16 年 10 月 1 日	枝木、草葉の排出を減免から無料に変更 最大 6 束(袋)は変更なし	
平成 16 年 10 月 1 日	ごみ分別マニュアル改正版(第 3 版)全戸配布	
平成 16 年 10 月 1 日	「洗うことが困難なまたは洗っても汚れの落ちない容器包装プラスチック」ごみの焼却開始	
平成 17 年 3 月 31 日	家庭用生ごみ堆肥化容器貸与制度及び家庭用生ごみ処理機器購入費助成制度廃止	
平成 17 年 10 月 1 日	紙おむつ専用袋を廃止し任意の袋での排出に変更 (減免から全量無料)	
平成 17 年 10 月 1 日	清掃奉仕活動により収集したごみを減免から無料に変更 羽村市清掃奉仕活動専用ごみ袋公布要綱を施行	
平成 17 年 11 月 1 日	障害者に対する廃棄物処理手数料の減免を追加	
平成 18 年 4 月 1 日	ペットボトルの収集方法に戸別収集を追加し拠点回収と併用	
平成 18 年 8 月 1 日	小型家電製品等の売却開始	

羽村市一般廃棄物処理基本計画

発行日 平成19年3月

発行 羽村市

〒205-8601 東京都羽村市緑ヶ丘五丁目2番地1

電話 042-555-1111(代)

編集 羽村市 産業環境部 生活環境課

